

山梨県公報

第二千四百五十四号	平成二十六年十月六日	月曜日
-----------	------------	-----

山梨県知事	横内正明
平成二十六年九月二十四日	発生年月日

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………五九五

○家畜伝染病の発生……………五九五

○家畜等の移動を禁止する区域の指定……………五九五

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………五九六

○一般競争入札について……………五九八

告示次

告

公

告示

山梨県告示第二百八十六号

土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十六年山梨県告示第十五号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一項の規定により、その指定を解除する。

平成二十六年十月六日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

- 北杜市須玉町小倉(西川原、上ノ段、芝原田、下中尾、下町田、下川原、上町田、上中尾、前田、向山、百々、大方前、久根ノ内、前田道西、東又、越道、上ヶ登、大入、入の平、神田、平内原、上川原、中川原、下川原、南沢、北澤、佃澤、牛久保の地域に限る。)、北杜市須玉町東向(山東、飛津、長坂、大木田、下屋敷、西大久保、中屋敷、上屋敷、東大久保、天神、上河原、下河原の地域に限る。)、北杜市須玉町穴平(前田、久保田、笠張、宮田、蟹坂、飯米、柳坪、夏目原、源長、西川、天津名、上河原、中河原、下河原、片瀬、川又の地域に限る。)、北杜市須玉町若神子(御所前、上河原、朝日田、上片瀬、下片瀬、小手差、滝ノ口の地域に限る。)、北杜市須玉町江草(間坂、小平、下河原、下平、家之前、悪畑、向原、鰻沢、念仏林、八久保、荒地原、八森、片山、花塚、久根合、梅ノ久保、村上、村西、上河原、儀生、堂平、戌倉、孫女の地域に限る。)、北杜市高根町藏原(東久保、作道、新井の地域に限る。)、北杜市高根町箕輪(海道東、下の原、海道前、大坪、大坪東、宮ノ前、大林、大林前、みの己、下雲雀沢、大坪尻、大林窪下、大林窪上、大林原、下耕地、猫沢の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾新田(北原、白山の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾(宮後、池ノ下、坂北、坂南、天神、俵石、堤、西畠、薬師堂、向、吉良窪の地域に限る。)、北杜市明野町上神取(寺前、諏訪原、上和田、中川原の地域に限る。)

山梨県告示第二百八十七号

- 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十六年十月六日

山梨県公報 第二千四百五十四号 平成二十六年十月六日

公告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

○ 指定家畜及び腐蝕病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

山梨県知事 横内正明

平成十六年十月六日

指定旅業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

山梨県知事 横内正明

正眼風卷上

卷之三

望月トシコ

南三摩郡昇川町雨畠字長畠三四六二の二

二月

四 指定期間 平成二十六年九月二十四日から当分の間
その他必要な事項

南巨摩郡早川町雨畠字長畠三五三一の一、三五三二の一

望月かつ江

二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
指定の概要

南巨摩郡早川町篠走字深沢八八〇の二、八八一の三
上田五郎

二 保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
　　早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

南巨摩郡早川町薬袋字大平一九六三 の一	南巨摩郡早川町雨畠字長畠三五三一の一、三五三二 長坂一六五三、一六五四	南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八八六、塩之上字内 南巨摩郡早川町小繩字中山八九六、八九八、八九九	南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六五八、一六九八 南巨摩郡早川町塩之上字白狐一四八四	南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八二の一 南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の一	水野忠文 望月かつ江
佐野清八、佐野金三、佐野清、 佐野清八、佐野延雄、高橋万 典、高橋通正、深沢一、深沢 一良、深沢新一、深沢久光、 深沢正行、藤原正三、望月一 精、望月栄、望月宗正、望月 満智雄、望月義幸、渡辺幸來 小菅衛、佐野金三、佐野清、 佐野清八、佐野延雄、高橋万 典、高橋通正、深沢一、深沢 一良、深沢新一、深沢久光、 深沢正行、藤原正三、望月一 精、望月栄、望月宗正、望月 満智雄、望月義幸、渡辺幸來 齊藤登	薬袋子安八幡社代表望月金蔵 薬袋子安八幡社代表望月金蔵	望月喬 望月みや	望月トシコ	望月かめよ	上田五郎

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年八月二十一日山梨県告示第二百四十四号

◎ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬樂野前六五四	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町奈良田字緑真黒一〇六三の七一	荒居一之助
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六五	水野忠文
南巨摩郡早川町早川字古次古一八八九の一	早川一誠
南巨摩郡早川町千須和字切川九五〇の一	長谷川幸正
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六三、九六四	長谷川隆野
南巨摩郡早川町小繩字沢奥八四九	望月綾子
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬樂野前六五五	望月信雄

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年八月二十一日山梨県告示第二百四十五号

◎ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字中野一九〇九、字居平一〇四六、字奈ぎ二三一一の内一	望月絢子
南巨摩郡早川町薬袋字石塚一五八二	望月金藏

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

南巨摩郡早川町塙之上字火奈小一九八一、一九八二、字屋根下二四〇八	望月公雄
南巨摩郡早川町塙之上字川戸尻一九〇二の一	望月昭治
南巨摩郡早川町塙之上字居平一〇四七	望月正秀
塙之上負債整理組合	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年八月二十一日山梨県告示第二百四十六号

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十月六日

一般競争入札に付する事項

山梨県知事

横内正明

- | | |
|--|---|
| 1 調達をする物品等の名称及び数量
(一) 名称 山梨県消防学校一般事務用品
(二) 数量 一式 | 2 入札説明書で定める内容等であること。
3 納入期限 平成二十七年一月二十三日 |
| 4 納入場所 山梨県消防学校（山梨県中央市今福千二十九番地一） | 2 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
3 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札のまでの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
4 競争入札に係る登録を受けている者であること。 |
| 5 塙之上負債整理組合 | 1 次のいずれにも該当しない者であること。
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項の規定に該当する者
(二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者 |
| 6 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
7 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確實に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
8 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
9 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「文具・事務機」に係る登録を受けている者であること。 | 1 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
3 納入期限 平成二十七年一月二十三日
4 納入場所 山梨県消防学校（山梨県中央市今福千二十九番地一）
5 塙之上負債整理組合 |

四 一般競争入札の参加資格の審査	
1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）	1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。	3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
五 入札手続等	
1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）まで（県の休日を除く。）四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。	1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）まで（県の休日を除く。）四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
2 入札説明書の交付方法	2 入札説明書の交付方法
(一) この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。	(一) この公告の日から平成二十六年十月十五日（水）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
(二) 郵便で請求する場合は、六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡の上、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書きし、二百五十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十六年十月十日（金）までに到着するように送付すること。	(二) 郵便で請求する場合は、六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡の上、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書きし、二百五十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十六年十月十日（金）までに到着するように送付すること。
3 入札及び開札の日時及び場所	3 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十六年十一月十七日（月）午後一時	(一) 日時 平成二十六年十一月十七日（月）午後一時
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県県民会館三階出納局入札室	(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県県民会館三階出納局入札室
4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。	4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。	5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。	(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。	(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第一百八条の一の規定のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。	(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第一百八条の一の規定のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。	(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したもの。	
6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。	6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
七 その他	七 その他
1 契約の手続において使用する言語及び通貨	1 契約の手続において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語	(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨	(二) 通貨 日本国通貨
2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。	2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。	3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
4 違約金の有無 有	4 違約金の有無 有
5 前払金の有無 無	5 前払金の有無 無
6 その他	6 その他
(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。	(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
※	※
1 Nature and quantity of the products to be procured	1 Nature and quantity of the products to be procured
Assorted materials necessary for administrative duties at the Fire Academy	Assorted materials necessary for administrative duties at the Fire Academy
1 units	1 units
2 Date and time for tender	2 Date and time for tender
2:00PM November 17, 2014	2:00PM November 17, 2014
3 Bureau in charge	3 Bureau in charge
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan	Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395	TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番